

## 幕末期薩摩藩郷村社会の一断面(1) : 「二階堂本覚院覚書」によりて

秀村, 選三

<https://doi.org/10.15017/4403499>

---

出版情報 : 経済学研究. 38, pp.33-44, 1973-03-31. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 幕末期薩摩藩郷村社会の一断面 (1)

——「二階堂本覚院覚書」によりて——

## 秀 村 選 三

### I. は し が き

本稿は論文というより史料紹介に近いものである。ここに取り上げる幕末期の薩摩藩大隅国高山郷については長い間調査・研究を続けてきた。それは高山郷を通して薩摩藩の農村史・農政史を明らかにする意図も勿論ないではないが、実は薩摩藩そのものに研究の主目標があるのではなく、むしろ我が国の村落や家の農業や労働組織・生活慣行の歴史を考察する一環として、南九州地域においては高山郷をフィールドとして選定した意味が強いのである。したがって、薩摩藩政史や幕末維新史の研究への関心とはおのづから問題の設定や視角も異なるかと思われる。筆者自身としては今後も上記の方針で高山郷を窺い、支配の滲透と対応、郷士・農民の生活の実態を考察したいと思っている。

ところで、これまでは史料を主として守屋家文書(守屋雄次郎家・守屋泰造家)<sup>1)</sup>に求め、このほか日高家(六ヶ所)・伊東家の文書を通して考察を続けてきた。一般的に近世文書の残存の少い南九州としては、高山郷はかなり豊富に文書を残存せしめており、ことに近世後期に関しては、同時代の文書が各家に並行的に残存していて、此等を組み合せて立体的に解明することは今後に残された課題とおもわれるのである。

小稿では守屋家文書とほぼ同時代的な史料の一つである二階堂家文書<sup>2)</sup>の二階堂本覚院覚書(仮題)——弘化2年(1845)より安政5年(1858)

に至る——により幕末10数年間の高山郷の生活を窺うことにしたい。それは一郷士=修験者の単調な記録にすぎないが、今迄研究してきた守屋家その他幾つかの家の文書による研究に、側面から光をあてるであろうし、高山一郷とは言え、ヴィヴィッドな歴史のすがたを描き出す一つの素材となるのではないかとおもわれる。

「二階堂本覚院覚書」は筆者の付した仮題で、弘化2年(1845)より安政4年(1857)に至る分1冊と安政5年(1858)のみの分1冊、計2冊である。いずれも表紙・裏表紙は無く、無雑作に綴られた書綴である。弘化2年の当初に筆者〔吉川玄洞清顕、後の二階堂本覚院行徳〕が二階堂家を嗣ぐに至った経緯を述べ、それより各年毎に月日にしたが主要な事件・体験を摘記してゆく。多くは簡単な記述にとどまるが、時には相当詳細な記述もないではない。後述するように二階堂家は古くから修験道の家であるから、修験道関係の記事の多いのは当然であるが、同時に郷士として郷士年寄方書役・口事方としても勤めたので、幕末における高山郷の動き、藩政の滲透、郷士層における家と家の諸関係、生活慣行などを、断片的とは言え窺い知ることができるようである。もっとも記述の年代は10数年間にわたるが、或る時期ごとにまとめられたものようで<sup>3)</sup>、その作成の基礎資料として日記(日帳)の如きものがあつたとおもわれる<sup>4)</sup>。しかも本文中に朱註を入れ、或は空白部分もあり、また「委細後條ニ記ス」と

書きながら空白のままに終わった箇所もあり、しかも安政5年11月13日に記事を終って、なお数枚の白紙を残しているのが、未完成の草稿のようにおもわれるのである。記事の内容は同年代の高山郷の他家の文書、薩摩藩の文書と対照しても、きわめて正確であることが判る。したがって他の文書に録されていない記事も信頼度は高いものと推定される。

以下、二階堂本覚院覚書を主たる史料とし、そのほか若干の史料をもって肉付けしつつ幕末期の薩摩藩の郷村と郷士の生活を窺うこととする。

- 1) 最近守屋泰三家よりも新たに古文書が発見された。年代的にも従来の研究より古く遡れる筈で、今後の研究を期している。
- 2) 鹿児島県肝属郡高山町、二階堂進氏所蔵。
- 3) たとえば、調所広郷の死去、海老原雍齋御役御免後の両家について、嘉永元年(申)の条に『両家共ニ家内ハ無事、皆当務ニテ候、是酉年(註、嘉永2年)ノ事ニ候』とあり、少くとも嘉永元年の記事は2年以降に録されたとおもわれる。書体も年月により変化を見せている。
- 4) 安政2年6月より9月の間に、上京・入峯したが、その間の記事について「右、上京ニ付テハ別ニ日記有之候得共、略左ニ記置候」とあり、二階堂家文書の中に別に、「安政二乙卯六月吉日、入峯往來日記」がある。日常生活についても日記が書かれていた筈で、それに基づいて書かれたとおもわれる。

## II. 二階堂家および二階堂本覚院行徳

二階堂家では同家の由緒を次の如く伝えていく。

『……由緒ハ先祖二階堂六郎三郎事、竜伯様御側エ相勤居候ものニ而御座候処、肝属没落之涯、怨霊退鎮旁々御思召ニ而も御座候哉、山伏罷成、高山之様引移候様被仰付、志布志板郎嶋権現宮ニ一七日断食ニ而参籠仕、本山流

山伏ニ罷成、天神坊と改名仕、爰元ニ引移候様蒙御仰、御暇被下候節、飯繩本尊之画一幅、御紋付目貫之短刀・鎧・鎧御拝領被仰付移来候処、麓城山之内ニ玉庵山光臺院神宮寺大林坊と申寺地御座候を永代居住ニ被仰付候。右上手之方肝属之宗廟四十九所大明神御本地阿弥陀堂御座候。右堂格護惟新様ヨリ被仰付、除掃勤行仕来申候……』<sup>1)</sup>

すなわち、島津義久(竜伯)の側近であったが、肝属氏が滅亡した(天正2年)後、義久の命により肝属氏の本拠大隅高山に怨霊退散のため山伏として入部した家<sup>2)</sup>であった。二階堂家には次の如き文書が伝えられている。

『補任 僧都職之事

行盛

右彼職可給令補任之状如件

天正十八年七月十六日

法印夷秀(花押)

法口口盛(花押) 』<sup>3)</sup>

『補任 院号職之亘

本覚房

右彼職可給令補任之状口件

天正十九年七月吉日

口口養(花押)

口口(花押) 』<sup>4)</sup>

しかも次の文書によると慶長6年(1601)には庄内末吉の衆中であつた。これは後引の「高山衆中帳写」に「末吉ふ」とあるのと照応する。

『 (端裏書)「庄内末吉衆

本覚院」

加増目録

隅州曾於郡諷訪村

三藺之門

高三拾斛

右知行拾五石ハ替地分

ニ而給地被宛行者也

慶長六年 平田太良左衛門尉  
増宗 (花押)

三月十五日

比志嶋紀伊守  
国貞

鎌田出雲守  
政近 (花押)

図書頭  
忠長

本覚院 』<sup>5)</sup>

『 (端裏書) 「二階堂本覚坊」

給地目録

庄内諏訪方之門

割付

高拾斛

右知行古目録為給地被宛行者也

慶長七年 鹿兒嶋

八月五日 御配当團

二階堂本覚坊 』<sup>6)</sup>

これを見ると、末吉衆中として給地も庄内地方に宛行われていたのであり、おそらく慶長4、5年の伊集院忠真の反乱(庄内乱)のころ乃至その後、末吉衆中となっていたのであろう。しかし次に見るように慶長19年(1614)には知行は高山郷に集中しており、このころ高山衆中となったものと思われる。

『 知行目録

隅州肝付高山西方村之内  
高三拾九石四斗九升九合 大窪門

同 塚崎村之内  
高四拾三石壹斗七升五合 南之門

同 新富村之内  
高廿石八斗七升六合 三角園門

同村之内  
高拾壹石七斗六升七合六口 前口屋敷  
一才

同州山新之内

高拾八石貳斗三升六合三勺 浮免  
九才

合百三拾五石五斗五升

右之知行之高被宛行者也

慶長十九年

七月廿五日 伊兵部少輔

貞昌團

三諸右衛門尉

重種團

比紀伊守

国貞團

町勝兵衛尉

久幸

本覚院 』<sup>7)</sup>

その後「寛永十年癸酉高山衆中帳写」<sup>8)</sup>では『高五十五石六斗五合 末吉 三十一歳 筆者本覚院』と見え、持高は急激に減じているが、しかも高山衆中百廿三家(ほかに一所衆三十九家あり)のうちでは日高・川俣・山下・宮里・吉田の諸家につぐ第6位の持高であった。「寛永十七年高山衆中軍役帳写」<sup>9)</sup>では、持高はさらに減少して日高家など十五家のあとに記載され『高三十一石一斗七升六合一勺 末吉ヨリ 三十歳 本覚院』と見えるが、高山衆中では上層に位するものであった。御免地として前代よりの寺地大林坊を与えられ<sup>10)</sup>、二階堂家自体も長く大林坊といわれた。はじめは寺役(山伏)一遍の家で、二男より衆並の勤をしていたと伝えるが、その後、「世帯方困窮」におよび、おそらく近世中期以降郷土並の奉公をするようになったとおもわれる<sup>11)</sup>。

近世後期には二階堂家の持高はさらに減少して、13~18石程度であった。明和8年(1771)と文化2年(1805)における高山衆中(郷土)

	明和8年(1771)		文化2年(1805)	
	人数	備考	人数	備考
無屋敷	22		44	
一ヶ所	28		20	
1石以下	70	うち無屋敷10	85	うち無屋敷31
1～5石	52	うち無屋敷3	55	うち無屋敷10 4石7 吉川家
5～10	21	うち無屋敷1 9石9 吉川家	13	うち無屋敷1
10～20	16	18.2 二階堂 大林坊	13	うち無屋敷1 13.2 二階堂 大林坊
20～30	7		8	
30～40	12		7	
40～50	4	46.1 守屋家	3	43.8 守屋家
50～60	1		5	
60～70	1		2	
70～80	1	71.2 柏原家	1	
80～90	2	80.1 日高 利兵衛家 83.0 大田家	2	88.4山之内家 89.3 大田家
90～100	1	90.8山之内家	1	98.8 日高 清右衛門家
100以上	3	118.9 吉井家 156.9 河俣家 318.0 日高家	3	118.9 吉井家 156.9 河俣家 318.0 日高家
計	241		262	

- 〔備考〕(1) 寺3ヶ所を含む。  
 (2) 諸役高は各人の高に算入して計算した。  
 (3) 外高(文化2年の場合)算入せず。  
 (4) 外に郷土模合高87.3石あり。  
 (5) 備考欄の石数は升以下切捨。

の持高を表示し、その中での二階堂家の地位と共に、以下にふれるところの二階堂家の親類中(類中)および高山郷の主要な家々をも示しておくこととする。

幕末期には二階堂行昭は『長々病身ニテ、少々有之候知行モ脇方エ差越居、居家并持仏堂及大破』<sup>12)</sup>の状態であったが、天保14年(1843)卯12月23日死亡、享年80であった。後嗣なきため『二階堂家ニ付テハ由緒有之家柄故、難捨置段細々承趣有之。……』、吉川松軒清明の

二男吉川玄洞清頭が二階堂家を嗣ぐことになり『直ニ養子継目ノ願申上、御免有之、五十日忌相請候』とある。これらについては類中の相談、援助があったことは言うまでもない。かくて弘化2年(1845)正月より大田家(本覚院の母および妻の実家)・日高家(姉の婚家)・吉川家(実家)よりの援助のもとに、居家・土地・下人・馬など二階堂家再興の基盤が整えられたのである。「覚書」には右の如く見えている。『類中・檀家等ノ加勢ヲ受、家数不残舊カヘ、隠居有之候ヲ台所ニ致シト<sup>本ノ台所</sup>取合候。二月ニ相掛致成就候。農具ハ勿論仕道皆以無之故、取付ヨリ及求方候。

一高七石五斗 新留村前蘭門

右式百五拾貫文ニテ町河野正八・竹之下伊兵衛方差遣置候。大田氏ヨリ本銭入付取返シ候。

一自作地、宮之城浮免拾石、是又大田家ヨリ

一馬<sup>代拾三ノ文内</sup>壹疋<sup>外大田家ヨリ</sup> 一下人壹人 吉川家・大田家中間人ニテ候ヲ被遣候。

一居家取繕方、大工・木挽・釘代等ハ兄ヨリ払相成候。

右之外大田家・日高家・吉川家ヨリ不如意ノ品々、米銭ニ不限候。』

さらに2月には吉川家より夫妻が移住し、2月28日には嫡子六郎が誕生した。9月には山伏成御免許、山伏名を二階堂陽<sup>みなみ</sup>の坊、実名を行徳と改めた。彼はもともと医家吉川家に生れ、医道稽古として鹿児島へ出府していたほどであったが、『医道之儀、此涯全ク取止候……山伏相成候上ハ家行第一故取止候』、『養子成継目并山伏成御免有之、読経等稽古致シ候』とある。

弘化3年(1846)正月21日には大林坊継目・国年行事惣職仰付けられ、山伏として加行に励み、嘉永5年(1852)12月朔日には僧都号・院

号・桃地袈裟3通免状を飯隈山において受けた。

もっとも薩摩藩内の山伏が一般的にそうであるように彼は他面では郷士であった。少くとも嘉永6年3月には高山郷の書役として勤務していたことが明らかで、安政5年(1858)4月22日には地頭仮屋において口事方を仰付けられている。それ以後については未だ知ることが出来ない。なお安政2年正月には御軍役座より明細帳調方があり、右の如き覚を出した。

『 覚

一持高拾三石五斗九升八合壹才<sup>家督</sup> 二階堂本覚院  
一当外四十歳  
一居所麓城内大林坊  
一本山派山伏、代々大林坊住職、所惣職相勤居  
申候。』

さらに同年5月には『異国船度々渡来ニ付、入峯修行可相励旨、訳テ被仰渡趣有之』、清水地藏院・榎屋宝仙院と申合せ5月12日飯隈山へ登山し、当入峯の代僧桜井坊に会い、門巴坊へ行き「往来等之儀」を頼み、6月2日江戸詰守衛方のため出府の6人と共に高山を出立、7月8日京都着、同12日近衛家へ伺候し諸品献上、同17日森御殿に黄色衣并金襴地官銀を上納、同26日森御殿において三法御直伝法あり、その後8月に奈良・吉野を経て大峯山に初入峯、9月24日高山に帰着した<sup>13)</sup>。

以上窺ったように彼は郷士=修験者として生活したわけであるが、彼の覚書をとおして、幕末期の高山郷の動向を考察したいとおもう。

- 1) 一ト通由緒相伺候留(二家堂家文書)。本覚院行徳の記したのもと思われる、幕末のものである。  
(嘉永6年11月藩主齊彬巡見の際、先祖拝領の品を「御覧」に供したが、山中の支配について取次衆へ申出ており、この際に書かれたものかも知れない。)  
(ママ)「文化年簡願留」(二階堂家文書)にも

同趣旨あり。

- 2) 島津氏と修験の関係については原口虎雄「鹿児島県の歴史」(『郷土の歴史』九州編所収)419頁参照。高山郷の最上層の郷士日高家もその祖先は修験者で、慶長4年卯月20日上井神五良(寛軒)より日高玄蕃入道宛の「義弘様就御用借用申銀子之事」、慶長10年3月13日野添太良右衛門等より日高崇需宛「就御上洛被成借用候銀鳥目請取留」などがある。(日高家文書)  
3) 4) 5) 6) 7) 二階堂家文書。  
8) 二階堂家文書。明治3年の写本であるが信憑性は高い。  
9) 二階堂家文書。「明治三十二年九月十八日写終」とあり、前掲「衆中帳写」と共に新しい写本であるが、内容の信頼度は高いと推察される。ことに「衆中帳写」は表紙裏に「朱書、守屋千加良ノ本ト相違」とあり、張紙に「守屋和泉立国ノ写本ニハ……云々」と見え、守屋家文書と校合したことが明らかである。  
10) 「文化年簡願書留」には左の如く見える。

『一、玉庵山光臺院神宮寺大林坊之儀々……従前代寺地ニ而、山伏居住仕候御免地ニ而、寛永年簡御竿入之節迄ハ、取分枚差入候土手之方、阿弥陀免ニ而別竿ニ而候得共、万治年簡御竿入之節、延畦相込一竿ニ相成、余地高相究候処、従前代之訳合申上、御竿之儘ニ而本之通御免地ニ被下置候。其節之御目録ニも相見得申候。享保年簡支配御竿入之節も其儘ニ而御<sup>(免)</sup>□地被仰付候』

また同書留には次の如き写もある。

『 高山御免之寺地  
屋敷<sup>十二間</sup>四畦<sup>二拾四歩</sup> 蔭<sup>六升七合</sup> 大豆<sup>六升</sup> 東方  
一漆壺本 一杓壺本 大豆<sup>六升</sup> 大林坊  
一柿壺本 一杓壺本

あまた免

山畑<sup>七間</sup>三畦<sup>八歩</sup> 蔭<sup>四升六合</sup> 大豆<sup>六升</sup> 大林坊  
右寺社屋敷之事、今度雖被載御給地帳、任先規之例令免許早、古今不易執行社役番掃除<sup>(候)</sup>本、無緩疎可被相守之由、御公儀<sup>(候)</sup>被仰出候付如斯ニ□以上。

寛永拾一年潤七月廿八日 支配所印  
(清水) 地藏院印  
川俣九郎右衛門印  
宮里仲右衛門印  
池袋伴左衛門印』

同じく

『 寺屋敷目録  
 下々屋敷 十八間 老反廿四歩 玉庵山光臺院 大林坊  
 十八間  
 大ツ三斗式升四合  
 一柿壹本 粗式升  
 合粗大ツ三斗四升四合  
 高三斗五升八合三勺三才  
 右者惣職屋敷、諸外城并ニ被召上、余地ニ相究候  
 処ニ、從前代寺地ニ而御免之由被申出、真相達令  
(無相達カ)  
 免許候早。向後寺役番勤行掃除本不易古今無緩疎  
 可相勤也。

御支配所印  
 万治二年己亥九月十日 平田藤右衛門印  
 相 良 主 膳  
 喜入久右衛門印

右寺屋敷御目録墨付、雨腐御改ニ付、被差出御支配所ニ差上候。御改被下候節、右御目録御支配方御仮屋帳箱ニ入付不召置候而不叶御目録ニ候故、御方にて写相渡置申候。以上

享保五年壬子四月二日 高山囃  
 上 田 恕 兵 簡 印  
 津 曲 用 助 印  
 吉井次五右衛門印  
 山下筑左衛門印

大林坊

御免地には行純（行徳より3代前）の代より杉を植え入用の時は見分の上、無代銀・無極印で伐採・利用出来た。

- 11) 『私家ハ山伏ニ付テモ、別段ノ訳合ニテ、上古ハ衆并ノ奉公モ不仕、山伏一偏ニ修行仕来申候処、世帯方困窮ノ所ヨリ曾祖父代比ヨリ勝手役本願出、勤方仕来候哉ニ御座候。其以後ハ勤方無之砌ハ郷士并之奉公仕次第ニテ、当分も同断ニ御座候』(「由緒書」、仮題)。
- 12) 「覚書」、弘化2年正月条。以下とくに示さないものは、すべて「覚書」による。
- 13) 入峯について詳しくは安政二乙卯六月吉日「入峯往来日記」(二階堂家文書)が残されている。

### III. 幕末期における高山郷の諸相(1)

前述の如く本覚院覚書は弘化2年より安政5年に至るもので、此の間薩摩藩では藩主斉興の治世(文化6～嘉永4, 1809～51)末期から斉

彬の治世(嘉永4～安政5, 1851～58)全般に及ぶ時期で(安政5年7月斉彬急逝、12月に忠徳(茂久・忠義)襲封)、弘化3年(1846)には藩政改革の年限をさらに3年延長し、また軍制改革・給地高改正あり、嘉永元年(1848)12月には改革の中心人物調所広郷の自殺、海老原等の失脚、同2年いわゆる嘉永朋党処分、同4年斉彬襲封・施政など藩政の激動期であるけれども、一郷士の記録であるためか、その間の事情を直接語ることは殆んどないようである<sup>1)</sup>。しかし藩政の動向が高山郷にいかにか及んできたか、またそれへの郷の対応は或程度窺うことができる。以下若干の項に分ち考察しよう。

#### A. 藩主の巡見、軍役方の廻勤

幕末に外国船が琉球その他藩の沿海に來航したため、藩は海岸防禦に意を用い、弘化4年10月には軍制改革を達し軍役方を設け(軍役方に軍役掛家老および軍役奉行・軍賦役を置く)、西洋式砲術、総銃陣を採用し、嘉永元年5月より実施した<sup>2)</sup>。また藩主の沿海巡見や軍役座より軍役方東目惣頭取・軍賦役の廻勤が屢々なされた。高山郷の場合を年代順に列挙すると次の通りである。

#### (1) 弘化5年(嘉永元年)2月、藩主斉興の巡見

前年より藩主の巡見に関し、家老調所笑左衛門・御用人海老原宗之丞<sup>3)</sup>その他が度々廻勤してきたが、正月7日に「宰相様御巡見ノ事、御用人海老原宗之丞殿内之浦ハ爰元エ御回勤」とあり、2月10日斉興は串良郷柏原の本陣より高山の地頭仮屋へ着いた。はじめ10日柏原より内之浦、11日高山の予定でその用意をしていたので高山では混雑に及んだという。翌11日には仮屋地守屋敷内にて士踊(侍踊)が行われた。12日朝6ツ半大始良へ出発。此の巡見には

調所笑左衛門も随行していた。高山郷において  
は調練見分の用意をしていたが此度はなされな  
かった。此の間の事情を本覚院は

『爰元エ先年ヨリ仕来候甲州流調練、御見分ノ  
向ニテ、前に御巡見ノ事ニ御家老衆御回勤之  
節内見分有之、其用意ニテ罷居候得共、為何  
儀モ此節ハ無之。

但昨年比ヨリ御流義調練トテ刃筒ヲ用候蘭流義相  
始、此後甲州流義其外諸家鉄炮火術ノ流キ都テ御  
取上ケ相成、御流ギーツペンニ相成候。右様ノ前  
故、御見分無之歟ト跡以存付候。』

と録しているが、阿片戦争等に鑑み甲州流より  
洋式銃砲術、総銃陣への転換は一郷士にも切実  
に感ぜられつつあったのである。なお此の際の  
巡見には前年、鹿児島より大工多人数来り地頭  
仮屋が普請され、このほか諸所の御建場・御茶  
屋・踊御覗の棧敷等の普請がなされ、その費用  
は富裕な郷士に賦課され、さらに一統の「惣出  
銭」によったものである<sup>4)</sup>。

(2) 嘉永2年8月24日、御軍賦役廻勤、調  
練武芸見分

これよりさき8月16日には『暁、急事ノ相  
図有之、駈付候処、調練稽古等ノ事也』とあり  
上記見分の準備がなされた。「守屋舎人日帳」  
によると17・18・20日も調練稽古があり、24  
日には『御軍賦役衆今朝波見浦御出立ニ而、野  
崎村芝原ニ而調練御見分、四ツ時相済、御仮屋  
に御越有之。剣術・鎗術御見分有之。八ツ時分  
御出立。始良之様被差越候…』と見えている。

(3) 同年11月11日御軍賦方廻勤

御物より渡し置かれた大砲等の油抜見分の  
上、地頭仮屋において御軍役方御条書の拝聞が  
あった。このときの廻勤については「守屋舎  
人日帳」には全く録されていないが、守屋舎人  
が11月5日に次の如き「差出」を出しているの  
は無関係ではないとおもう。すなわち

『 差出<sup>5)</sup>  
一鎗<sup>(額)</sup>壹両  
一鎗壹本  
鉄炮式挺 内 忖挺玉目四匁五分  
老挺右同三匁四分  
一陣笠三ツ  
一半首壹ツ  
右之通所持仕居申候。以上。

酉十一月五日 守屋舎人

御与頭衆中

』

と見えている。

(4) 嘉永3年2月～3月、御軍役方廻勤

2月27日に

『御軍役方廻勤ニテ内之浦ヨリ灘目通行、柏原  
泊。

但、絵図面本取方故、右ニ手当有之。拙者ニモ内  
之浦境迄差越候』

とあるが、「守屋舎人日帳」によれば、すでに  
2月22日に役職相寄り御軍賦役の「海岸御見  
分」につき協議し、内之浦・辺田境目(内之浦  
境)まで役々を派遣した。内之浦・波見・柏原  
など重要な港を見分し、海岸線防備に特に意を  
用いたものとおもわれる。軍賦役は27日内之  
浦より波見に入り、志布志・大崎を見分、3月  
9日には高山に入り『調練武芸御見分』をし  
て、始良へと去った。3月11日には郷にて『役  
々吟味之上、惣郷士に武芸出精いたし候様、稠  
敷申渡候』とあるのも廻勤の結果によるもので  
あろう。

(5) 嘉永5年正月19日、御軍賦役の廻郷

『御軍賦役廻郷、調練武芸見分』とあるのみ  
で、「守屋舎人日帳」にも(当時、舎人は郷士  
年寄を勤めていたにかかわらず)当日、乃至そ  
の前後に何ら該当の記事がない。

(6) 嘉永6年9月朔日、御軍賦役の廻勤

『調練指南トシテ御軍賦役其外廻勤』とあり、

「舎人日帳」によると当日朝軍賦役及横目 2 人が大始良より差入の通達があり、高山より郷士年寄守屋舎人、与頭が始良町にこれを迎え、その日赤池川原（高山）において調練指南の旨を承けて帰り、直に人数を召寄せ、七ツ時より暮時分まで調練が行われた。翌日軍賦役らは波見浦から内之浦へ向った。

(7) 嘉永 6 年 11 月 23 日より 28 日まで、藩主 齊彬の巡見。

8 月 15 日に郷士年寄山之内甚右衛門・与頭 柏原弥九郎が鹿兒島より帰り、当冬に太守が東目を巡見することを伝えたが、9 月朔日には「調練指南方トシテ御軍賦役其外廻勤」、その後 9 月 13 日には「御巡見ニ付次第書」が渡り、本覚院は書役としてその写方のため、前田村詰の郷士年寄内之浦直太郎の旅宿へ行った。同 19 日には差図のため御用人其外の役々が大始良より来て仮屋ならびに諸所を見分し、21 日早天に内之浦へ出発。10 月 26 日には十文字馬場にて諸郷の馬寄があり、御厩役が来て内見分があった。

かかる準備の後、齊彬は 11 月 23 日始良より高山の西方麓内へ着き、若宮前の田坪上見（検見）の手数を見て、日新院<sup>6)</sup>に仏参、日没時仮屋に入り郷士年寄・与頭等に御目見を仰付けられた。翌 24 日弓場地において土踊および諸郷の馬寄があり、25 日朝には内之浦へ出立した（内之浦滞在）。25～27 日には狩方があり、一方 25 日より志布志での調練へ高山の役々・諸士は行き、残り人数は波見越で狩方等に勤めた。

27 日に齊彬は内之浦を出立、波見を経て柏原に至り、肝属川の川口を見分、田地水損の場所、大船の川口出入の不便、洪水の節の水吐きの次第などを所役に尋ね、普請を命じたが、の

ち郡奉行・地方検者・所役々立会見分の上、普請に着手したのであった。28 日には柏原を出立、志布志六月坂において諸郷の郷士の調練を見分したが、高山郷の郷士も参加し、暮から夜にかけて帰郷した。総じてかかる藩主の巡見は領内の実情の把握、民心の収攬、軍事力の点検等に大きな意味をもったとおもわれる。

(8) 嘉永 7 年（安政元年）9 月 19 日

『調練武芸見分トシテ御軍賦役廻勤、調練へ<sup>(原カ)</sup>野崎芝、武芸は地頭仮屋ニテ候』と見える。

「守屋舎人日帳」によれば、これよりさき 9 月 9 日に「御渡付之大炮見分」のため御軍賦役衆が地頭仮屋へ来り、波見浦へ一泊、その後は不明であるが（他郷廻勤か）、高山郷では 9 月 13、14 日には赤池川原にて調練がなされた。恐らく予行演習であろう。舎人は 17 日には「明後 19 日御軍賦役衆調練御見分ニ付、物主勤方之断、当番同役方に問合之事」と録している。19 日には「御軍賦役衆今朝波見浦御出立ニ而、調練御見分相済次第、御地頭仮屋ニ而武芸御見分、夫々始良に御通行…」と見える。軍賦役の廻勤・見分がたとえ短時日のものにせよ、郷にとっては相当重要な事件であったと思われる。

なお此の間、舎人日帳では 15 日に「四ツ時御地頭仮屋に致出勤候。近々都城嶋津豊前殿海岸御見分と御廻勤之段、彼方与頭内々為知有之、諸手当致吟味候…」と見えるが、実際に廻勤したものか否か明かでない。

(9) 安政 2 年 3 月 8 日

家老新納駿河の用人福崎助八が栄勞見分の際、大崎横瀬浦において調練を見分した。この時は串良・高山・大崎・市成・百引各郷より参加したらしく、本覚院も「拙僧ニモ曉ヨリ打立差越候、惣人数大半昨日ヨリ差越候」と見える。

(10) 安政 4 年 2 月 7 日～10 日

御軍役方東目惣頭取、都城領主島津出雲が東目海岸を廻郷、もっとも「何ゾ表向ノ廻岸トモ不相見エ候」とあり、公式のものではなかったらしいが、7日柏原浜にて高山・串良・大崎三ヶ郷の郷士の調練を見分、柏原より8日之内之浦、9日之内之浦より高山着、10日早天より武芸見分、大砲油拔を赤池川原ニ而見分、九ツ後出立（大始良泊）。此の時は別に御軍賦役も廻勤し、「志布志ヨリ同列ニテ通行故、御見分有之候」とある。

以上窺ったところから考えられることは、薩摩藩は近世諸藩と異り広汎な外城制度＝郷士制度をとっており、それは前代の遺制、後進性の象徴のように考えられながら、むしろ幕末期にはかえって領内に兵力を常時展開させ異変に即応しやすい体制をとることが出来、藩庁よりの指令と廻勤によって相当の兵力を常備出来たとおもわれる。加うるに惣銃陣の採用、藩の御物による大砲の装備は当時の諸藩に比べて数段も先んじていたのである。幕末の薩摩藩を考察する場合、かかる「遺制」を基盤とした軍事的「先進性」を充分考えておかねばならない。

1) もっとも調所・海老原については、弘化5年2月の斉興の巡見の項に左の如く録している（前述の如く嘉永2年以後の筆と思われるが）。

「一、御巡見一件ニ前年ヨリ御家老調所笑左衛門殿・御用人海老原宗之丞殿・其之役多人数度々御回勤。表向ハ一切馳走本敷儀不相成段、被申渡候得共、内実ハ至極ノ取仕ニテ、御当地ヨリ料理人并菓子師取寄、別テ仰山ノ事ニ候。元来、右調所氏エ何ケノ事被任置候段被仰付候事、御用向都テ右海老原氏ト兩人之取扱故前代未聞ノ威勢ニテ候。高山モ少々ノ事ニ不都合到来、根占表・御当地迄モ差越、断等乍漸相済タル儀モ有之候。右様何辺兩人ノ取斗ニテ何様ノ訳ハ定テ不相知候得共、調所家ハ於江戸急病死、海老原氏ニハ御役御免隠居慎ミ被仰付候。調所家ハ定テ公辺エ差支ノ儀有之哉、稲留ト名字被召代候。両家共ニ家内ハ無事。皆当務ニテ候。是酉

年ノ事ニ候。

但、調所家ハ脇屋敷エ転宿、跡ニハ市成殿引移相成候。本屋敷小キ故、小路迄直シ脇ノ人家迄取添相成候由、元御茶道ヨリタチマチ御家老迄相成、当国ハ不及申、他国ニ至迄珍敷名触候人也」

2) 『鹿児島県史』第2巻、268～270頁。

3) 「守屋舎人日帳」には調所笑左衛門・海老原宗之丞の廻勤は11月25日之内之浦より波見浦に來り25日串良飯屋見分、高山の赤池川原にて調練見分、日新院にて土踊見分、27日出立。11月14日よりそのための準備が細密に録されている。

4) 「右仮屋普請并諸所御建場・御茶屋・踊御覗ノ御棧敷、別テ結構ノ調方故、殊ノ外物入、都而所聞切リニ被仰付、日高為義金子五十兩、夫ヨリ日高右衛門殿・吉井宗太郎殿・守屋舎人殿、其外所帯方宜鋪人々三十兩、二十兩、五兩、三兩、老部、二部ニ至迄差出、不引足所ハ一統御掛出銭ニテ候。細々算面ノ上は式千貫余ニ相及候半、……」（覚書）。

5) 守屋家文書。

6) 島津忠良（日新）の女阿南御前（肝付兼統妻）が父の死後冥福を祈り創建、のち肝付氏滅亡に殉じた阿南御前の靈もまつり、永く尊崇を受けた。

## B. 沿岸警備

幕末ことに嘉永以降、異国船は屢々薩摩藩領の近海に姿をあらわした。高山郷も波見浦という「浦抱」の郷で、隣郷に内之浦があり、沿岸の警戒には特に心を用いたようである。本覚院覚書と守屋舎人日帳によって窺っても、異国船は高山郷近海に來ていたのである——嘉永2年閏4月3日（異国船内之浦・岸良の前を通過）、同年5月4日（異国船、日向福島御料に來航、高山郷士年寄・与頭・横目等波見浦へ出張）、同3年2月15日（異国船、内之浦沖通過）、同年6月7日（内之浦へ異国船2艘來る、高山郷は惣郷士を動員）、同年11月6～10日（内之浦沖に異国船來航、10日出帆）、同年12月6、7日（佐多岬に來航）、同4年11月5日（内之浦沖通過）、安政元年11月9～18日（異国船、山川へ滞船）、安政3年4月4日（佐多沖に滞

船), 安政5月6月28日(異国船3艘, 佐多の前漂着, 29日夜出帆)等である。このうち主要なものを挙げる。

(1) 嘉永3年12月6日

「昨五日佐多エ異国船碇ヲ卸, 今日<sup>(注)</sup>註進, 仮屋エ相図相立, 一統馳集り出陣ノ用意ニテ及騒動候。七日朝, 昨日申刻出帆ノ左右有之, 皆引取, 但御軍役方ヨリ張出相成候。左候得共出帆ノ跡ナリ」と見える。守屋舎人日帳にも12月6日「佐多立目崎・尾波瀬之相に白帆之異国船碇をおろし候段, 佐多へ問合之趣相達, 直ニ御仮屋に致出勤候, 当番安庭権左衛門殿相詰居, 追々役々出会有之, 八ツ時へ御急事之相図ニ而諸勢人馬込も召寄候。今晚は仮屋に召寄置候而, 御差図を相待居候」とあり, 物々しい雰囲気を感じることが出来る。翌7日御軍賦役・御徒目附が唐通事を召連れ佐多へ差越の旨を大始良より連絡あり, 高山郷よりも三役ら5人を遣したが, 途中大始良の所役より「余り事々敷取仕立候儀ハ反而不宣, 御取止ニ而も宜筈」と忠告を受け, 高山郷に立ち帰った。その前にすでに異国船は出帆していたわけである。

(2) 嘉永7年1月9日

異国船(アメリカ船)壹艘が山川へ渡来し, 10日暁には佐多諸所より注進が来た。高山郷士は「東目出張番駈付」に定められていたので, 人数・人馬を1両日待機させたが, 異国船は山川へ投錨したままで, 18日四ツ時に出帆内之浦沖を通り行衛知れずになった。「長ク及滞船, 山川エハ御家老其外役々張出, 滞船中及騒動候」と見えるが, 「守屋舎人日帳」にも, 11月10日に

「今朝……五ツ時分山川之前ニ異国船渡来之段ふれ相達, 直ニ中带ニ而御地頭仮屋に致出勤候処, 追々出役有之, 張出人数直ニ出立之用意辻ふれ召入, 御差図を相待居候…」とあり, 以

後待機していたが, 17日には小根占塩入詰の御軍賦役より所三役のうち1人が郷士兩人を召連れ来るよう達せられ, 守屋舎人が出立, 翌日御用を承っていた時に遠見番より出帆した旨の通報あり, 台場まで馳せ付けた。…以後日帳破損のため正確に読むことが出来ないが, 当時の緊張した状況は感じとることが出来るのである。

C. 守 衛

幕末の情勢は薩摩藩でも守衛兵を江戸等へ出兵せしめたが, これは各郷に命じて数人ずつ出兵を割りあてたものであった。その交替は半方ずつで, さきに出兵しない他郷より出府したようである。「本院院覚書」には次の3例が見えている。

(1) 嘉永6年5月米艦が浦賀に来るや, 薩摩藩も警備のため出兵した。高山郷には12月に御軍賦役より内々通知あり, 翌7年正月12日には地頭島津隼見より表向きに証文を以て仰せ渡された。日高平八郎・伊東佳早太・津曲仲助・吉井孝之助・日高弥八郎・河俣休次郎の都合6人であった。しかし日高平八郎は病身のため次弟佐平次が名代となり, 津曲仲助も仔細があって山之内六郎次がかかわった。これらはいずれも高山郷の上層郷士である。この点はその後の出兵も同様で, 軍役高(持高)の上位者から出兵を命ぜられたのである。彼等は正月18日に高山を出立, 22日鹿兒島御軍役方へ着到の届をなし, 24日鹿兒島を出立した。部隊は鹿兒島衆(城下士)が物主, 御軍賦役が頭取で, 小頭・戦兵は諸郷の郷士をもって編成されていた。急を要するため, 中途急キ料に金子13両以上を下され3人賦で上のように仰せ渡された。すなわち2人に下人1人・馬1疋ずつである。彼等は江戸詰であったが, 8月に大坂へ異船渡来のため大坂へ下るよう命ぜられ下坂した。しかしす

でに出港後であったため、10月に御暇下され、安政2年正月はじめ鹿児島へ帰着。同10日高山へ帰郷した。「守衛方ニテ出府ノ人数帰国、六人共ニ大壮健」と見える。江戸詰の一手の内半手が大坂へ下り御暇になったので、その交替兵が国許より登せられ、東目からは大崎・串良郷より上府した。

(2) 安政2年5月18日にも江戸詰守衛方として、高山より6人の出兵を仰せ付けられた。この時は大田恕兵衛・日高平八郎・安庭佐八郎・柏原弥八郎・野村伝之助・市来清之進が出府したが、いずれも上層の郷士である。6月2日に立出、8日鹿児島を出発、7月に江戸着。首尾よく勤めて安政3年12月13日に高山へ帰着した。これよりさき安政3年9月より10月初めにかけて守衛方半手の交替として東目では始良郷・大始良郷そのほかより出府している。

(3) 安政4年7月22日には、異国船守衛方として昨年秋出府の者の交替として地頭所より3人の出府を仰せ渡された(内之浦郷より2人)、このとき郷としては宇都宮連正院・津曲仲助・同清蔵の筈であったが、連正院の代りとして大田泉竜へ仰せ付けられた。22日に高山立出、28日鹿児島を出立し江戸に詰め、翌5年9月14日江戸立出、晦日大坂着、大坂滞在を仰せ付けられた。10月12日に大坂にて御暇になり14日川口を出帆、24日小倉、11月6日鹿児島着、13日に高山へ帰着した。かくて安政5年の末尾には嘉永7年以来

「爰元ヨリ三度出府之処、皆首尾能相勤、仕合之事ニ候」と録している。もっとも安政5年の他の箇所には

「一、先年ヨリ年々異国船江戸エ来り、通商等ノ願致シ候得共、免許無之、折角御打放シノ存念ニテ海岸防禦ノ手当有之、去ル寅年ヨリ

御国ヨリモ守衛方人数一年ツ、ノ交代ニテ諸郷ヨリ戦兵九十六人、小頭へ御当地ヨリ、都合百人余出府候。此節公儀御代替ニ付、異国通商御免有之毎、異国勝手次第上陸、望ノ品々勝手ニ取入候様成立、守衛方人数モ引取ニ相成ル。右異国船一件ニ付テノ事哉口紀州様ヨリ御代継之上、水戸様・尾張様ニモ御隠居、御老中ノ内其外ノ御役々モ御役御免有之候、通商等ノ事ニ付テハ京都ヨリ難問有之由、世評品々実証不相知候…」

と録しており、混沌たる情勢に一種の途まどいも見せている。

なお出兵の際は人数の賦課を軍役座より達せられ、それに対し郷にて諸般の配慮のもとに「名書」を差出し、それに応じて出兵を仰せ付けられるものであった。此の間の事情は前記(1)の場合についての次の文書がよく示している。

「此節異国船警衛向為御用心、当所郷士之内六人出府被仰付候儀ニ付、去丑十二月御軍役座掛郷士年寄・与頭之間老人御用被仰渡、掛郷士年寄内之浦直太郎御軍役座に罷出候処、来春ニも相成、江戸其外何方ニ而も被差向御手当人数六人、所持道具鉄炮・藻玉胴乱・火縄・陣羽織・陣笠用意ニ而直ニ立出相調丈之者、式拾歳内外ハ式拾五六歳又ハ三拾歳計之人も相交候而宜候。尤持高多少、才不才、役掛ホ之有無にも不掛、致調方、当座ニ而名書差出候様、御軍賦役最所七郎右衛門殿ハ被仰付候ニ付、罷帰り吟味仕、名書差上度御伺申上候処、此節之儀ハ御内蜜之事候ニ付、同席外掛役迄ニ而不事立様致吟味、名書可差出旨被仰付、直太郎帰郷仕、掛中并同役中差寄、此節之儀ハ所帯柄ニ而相調候様被仰付候段、直太郎ハ皆ハ承知仕、高頭ハ不被仰付候得共、先高頭ハ見合、年輩致相違候歟、又ハ所帯方難波之人ハ相迎、其次之高頭ニ

相調可然申談，一番ニ日高平八郎，二番ニ河俣休次都，三番ニ吉井幸之助，四番に日高弥八郎，五番ニ山之内六郎次前ニ相当候得共，祖々父代(銀)過分之借良有之，親甚右衛門相受取候借銀九百貫文余之由ニ而，至只今返済相叶不申，持高・所務米ホ利払旁年分之諸雜費年々他借ホ仕，乍漸甚右衛門当務茂精々相気張居候向ニ，同役中ニも見受罷居候ニ付相迦，五番ニ伊東嘉早太，六番ニ清水地藏院罷居候得共，是以所帶方難渋ニ有之相迦，六番ニ津曲仲助前ニ而候得共，年輩三拾歳余ニ相成居候ニ付，同家内ハ出立仕候ニ付而ハ二男ニ而も可然と申談，津曲仲八相調申上候……」<sup>1)</sup>

このうち前述の如く日高平八郎は次第佐平次が名代となり，津曲仲助の名代津曲仲八，同清蔵も故障あるため，結局高頭の順になり山之内六郎次となったのである。山之内六郎次は文中

にも見える如く所帯苦しく路銀なども調達出来ず金子 15 両を借用して出立したのであった。ともかく郷において若干の配慮を加えても，持高(軍役高)，高頭が究極の基準になることは封建制社会としての通念でもあった。しかも郷より差出の名書に応じて出府を命ぜられたにかかわらず，第 3 回目安政 4 年の際は宇都宮連正院に代り太田泉竜が命ぜられており，「右連正院出府御免，何事ニ付御免ノ儀，不相知候。細方事ニ而候半カ」と本覚院も録している。軍役座としてかかる変更を多少ともなし得たことは注意してよいと思う。(未完)

1) 守屋家文書。

\* 本稿では史料の性格，二階堂家の由緒と軍事面に限られたが，次稿では藩の勤農とそれへの対応，郷村の生活慣行，災害・疫病，二階堂家をめぐる社会関係とくに「類中」の意義等について考察するつもりである。